

令和7年度

社会福祉法人 鳳友福祉会

つなぐ認定こども園

事業計画書

令和7年度 社会福祉法人 鳳友福祉会

事業計画書

1. 法人の運営

評議員会を年1回以上開催する（6月及び必要がある場合）
理事会を年3回以上開催する。

2. 事業運営

当法人は、定款第1条に基づき第2種社会福祉事業を行なう。

3. つなぐ認定こども園の運営

施設の規模・定員：125名（利用定員：115名） 職員：35名

施設の面積 敷地面積 ① 1,980.61 m²（喜舎場1034番地・1035番地）
建物の構造 鉄筋コンクリート2階 1,308.69（m²）

① 認定こども園として運営を行う。（運営規程）

子どもの区分ごとの利用定員の内訳は次のとおりとする。

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号				3名	7名	6名	16名
2号				20名	18名	18名	51名
3号	6名	18名	18名	—	—	—	54名
合計	12名	18名	18名	22名	25名	26名	115名

尚、待機児童解消の為、上記定員を超えて入園することがある。

保育理念「手をつなぎ・心をつなぎ・笑顔をつなぐひとつの輪（和）」

● 保育方針

子ども一人ひとりが健康・安全・安心感をもって過ごせる環境を提供し、効果性の高い集団活動と信頼される保護者支援を推進していく。

● 保育目標

1. 健康なこども（体の力）
2. 思いやりのある子ども（心の力）
3. 考える子ども（学ぶ力）

● 運営目標

- ① 知識と技術の向上に務めます
- ② 和みのある愛情保育と運営を実践します
- ③ 保護者と子どもの成長の喜びを共有します

7. 保育対策促進事業

- ① 障がい児保育事業：障がいのある子や発達が気になる子に対し、加配の保育士を配置し臨床心理士による巡回指導で相談を行いながら障がいのある子への理解を深める。令和7年度：5歳児1名、3歳児3名、合計4名
- ② 延長保育事業（18時から19時）
- ③ 保育体制強化事業（保育士の負担を軽減する為、保育支援者を配置）
- ④ 高齢者等活躍促進加算事業（60歳以上雇用）園内外の掃除等
- ⑤ 保育補助者雇上げ強化事業
- ⑥ 看護師配置事業
- ⑦ 午睡安全対策事業（0歳児用午睡チェックセンサー12台を導入）

8. 保育園の役割

- ① 保育園は児童福祉法、児童に関する権利条約に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設である。
- ② 入園する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することによりふさわしい場であること。
- ③ 子どもの発達過程を踏まえ、保育園における環境を通して、養護及び教育を一体的に行う。
- ④ 入園する子どもの保護者に対する支援及び、地域の子育て家庭に対する支援等を、行政、各専門機関と協力して行う。
- ⑤ 児童の福祉を積極的に進めるために保育士等は専門的知識、技術及び倫理観に裏付けられた判断をもって、豊かな愛情で子どもと接する。

9. 保育方針（方法）

- ★ 一人ひとりの子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握すると共に、子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること。
- ★ 子どもの生活リズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えること。
- ★ 子どもの発達について理解し、一人ひとりの発達過程に応じて保育すること。その際、子どもの個人差に十分留意すること。
- ★ 子ども相互の関係作りや互いに尊重する心を大切に、集団における活動を効果あるものにするよう援助すること。

- ★ 子どもの自発的、意欲的に関わられるような環境を構成、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にすること。特に乳幼児にふさわしい体験が得られるように、生活や遊びを通して総合的に保育すること。
- ★ 一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助する。

10. 保育内容

保育指針に基づき養護及び教育を一体的に行い、年齢、発達に応じた全体的な計画の中で食育・健康・安全計画、障害児保育計画を年間指導計画、(月案・週案・個別指導案)のもとに実施する。

- ① 乳児を捉える3つの視点 ①健やかに伸び伸びと育つ ②身近な人と気持ちに通ず合う ③身近なものに関わり感性が育つ。
- ② 教育：5領域に基づき、育みたい資質・能力として ①知識及び技能の基礎（気づくこと・できること）②思考力、判断力、表現力等の基礎（考えて、試して、工夫して、表現する）③学びに向かう力、人間力等（心情意欲・態度・やりたいことに向けて頑張る）が発達していく支援を行う。
- ③ 5領域（健康・人間関係・環境・言葉・表現）

幼児期の終わりまでに育って欲しい10の具体的な姿

健康な心 心と体	自立心	協同性	道徳性・ 規範意識の芽生え	社会生活との 関わり
思考力の芽生え	自然との関わり 生命尊重	数量・図形 文字への関心 感覚	言葉による 伝え合い	豊かな感性と 表現

※つなぐプロジェクト（読み・書き・計算）3歳から5歳まで共通の教材を使って、年齢に応じた指導を行う。

※もじ・かずクラブの教材を導入（3歳児に加えて令和7年度より4・5歳児クラスも追加）

※えいご遊び

※自然遊び（農業体験・裏山遊び）

※アプローチカリキュラム*の作成（就学前の幼児が円滑に小学校の生活や学習へ適応し幼児期の学びが小学校生活や学習で行かされるように工夫された5歳児のカリキュラム）*

11. 児童の健康及び安全について

①健康支援

- ・子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握
- ・入園申請時に健康診断書を提出してもらう。
- ・入園時の家庭状況、出生歴、予防接種、有無の確認を行う。

- ・健康観察の為、**偶数月に身長・体重を測定**し発育状況を把握する。
- ・子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、関係機関と連携し適切な対応を図る。

②健康増進

- ・嘱託医による園児の内科検診年2回、歯科検診年2回行う。
- ・検尿、ぎょう虫検査年2回実施する。
- ・検診の結果を記録し保育に活用するとともに、保護者にも知らせる。

③疾病への対応

- ・体調不良や怪我が発生した場合には、子どもの状態等に応じて保護者に連絡を行い嘱託医、かかりつけ医等と相談し適切な処置を行う。
- ・感染症においてはマニュアルに基づき、全職員が共通理解をし、感染拡大予防に努める。関係機関との協力体制をつくる。

④環境及び衛生管理・事故防止・安全管理

- ・施設の温度、湿度、換気、採光などの環境を常に適切な状態に保持する。
- ・空調設備、防災設備等の点検、管理
- ・新鮮な食品の購入と保管に十分な配慮を行う。
- ・救急薬品の整備点検
- ・園内外の設備、用具の衛生管理に努める。
- ・毎月、調理師、フリー保育士、乳児担当保育士（年2回）の検便実施。
- ・貯水タンクの掃除を年1回行う。
- ・災害避難訓練実施計画に基づき毎月避難訓練（消火器の取扱い方・園児の誘導・通報・不審者訓練等）を行う。
- ・**業務継続計画(BCP)の策定：国が定める努力義務として策定し緊急事態における対応力を高める。感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練の実施**

⑤食育の推進

- ・乳幼児期にふさわしい食生活が展開されるよう食育計画に基づき、食事の提供を行う。（離乳食・幼児食）
- ・体調不良、食物アレルギー等の配慮を行う。
- ・集団給食栄養定期報告・給食施設現況報告を、年1回保健所に提出する。
- ・献立表、給食だよりを発行する。
- ・その日の食材や昼食、おやつを展示して保護者に見てもらう。
- ・調理研修に積極的に参加する。
- ・調理への要望、調理からの意見を聞きながら献立、調理方法、盛り付けの工夫食事の場の雰囲気作りの指導に努める。

- ・ 月1回以上の給食会議を持つ。
- ・ 菜園活動やクッキング行い、食育に興味、関心を示す。

12. 職員の処遇について

- ・ 保育士の資質を高める為に自己評価を行い園内研修（月1回）等に反映する
- ・ 職員会議は、反省や意見の交換の場所であり、何でも快く話合えるように配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助すること。
- ・ 保育士の資質向上の為、そしてより高度な専門分野の知識や技能を習得するため、研修機会の充実を図りキャリアアップの構築をしていく。
- ・ 年1回の定期健診の実施
- ・ 年休（誕生日休暇・リフレッシュ休暇等が快く取得取できる体制を作る。）
指定休109日に加え、法改正で最低5日は取得する。
- ・ 育児・介護休業制度の実施（10月育休制度改正）
- ・ 諸規定に基づく処遇の実施
- ・ 週40時間体制1年単位の変形労働時間の実施

★福利厚生

- ・ 職員に毎年製作する園Tシャツ、エプロン等を支給・調理士には、白衣等を支給する。
- ・ 年4～6回の健康増進レクレーションと忘年会の実施

13. 保護者に関する計画について

- ・ 子どもの送迎時の対応、相談や助言を行う。
- ・ 保護者との連絡については、個人別連絡帳、園便り、クラス便り、献立表、給食だより、電話連絡、掲示板への掲示で行う。
- ・ 子どもの障害や発達上の課題がみられる場合には、関係機関と連携、協力を図り個別の支援を図る（村健康保健課より定期健診結果の報告を受ける）
- ・ 保護者に育児不安等がみられる場合には、保護者の希望に応じ個別の支援を行う。
- ・ 保護者に不適切な育児放棄が疑われる場合には、関係機関と連携し適切な対応を図る。

14. 保護者会について

- ・ 保護者会の自主事業計画に協力、又は助言をして会の活動の活性を助ける。
- ・ 園からの保育に対する協力願いに敏速に応じてもらえるように体制作り。
- ・ 保護者総会 ※6月上旬予定（感染症の状況を踏まえて実施）
- ・ 役員会（保護者主催行事の打ち合わせ・反省会等）
- ・ 保護者会費を徴収する（徴収金額については保護者会で決定）会費は保護者会が管理し、年度末に会計報告を行う。

15. 地域との連携に関する計画

- ・地域行事に参加（交通安全協会・村敬老会・老人施設訪問・消防出初式等）
- ・子育て支援センターへの職員派遣。
- ・母子の体験保育（発達遅滞のある子どもで、保健師の紹介がある場合）
- ・小・中・高校の職場体験の受け入れ

16. 保育養成校との関係

- ・保育実習生、ボランティア活動の受け入れ、養成校学生アルバイトの雇用

17. 環境整備

- ・防犯カメラの増設（性被害対策事業を活用し死角を減らす為、数台追加希望）
- ・玄関口の清掃用具入れ修繕
- ・倉庫の建築
- ・バナナ及びシークワサーを栽培しているエリアに階段取付

令和7年度 年間行事・保健・安全計画

月	保 育 計 画 (交流事業)	健康・安全 保 健 関 係	月	保 育 計 画 (交流事業)	健康・安全 保 健 関 係
4月	※入園式 ・進級式 ・鯉のぼり掲揚式 ・進級児個人面談	・遊具安全点検 ・空調機点検掃除	10月	・ハロウィン	・嘔虫卵 ・尿検査
5月		・蟻虫・尿検査 ・梅雨時期の 衛生管理 ・内科健診	11月	・七五三祝い	・内科健診 ・歯科健診 ※就学時健診 (5歳児)
6月		・歯科健診 ・タンク清掃	12月	・クリスマス会 発表会① (3.4.5歳児) 発表会② (0.1.2歳児)	・園内外大掃除 ・インフルエンザ 等感染症対策
7月	・七夕会 ・水遊び開始	・虫除け等準備 ・蚊の対策 ・水遊び事故防止 対策	1月	・消防出初式に参加 ・ムービーづくり	・感染症対策
8月		・皮膚、頭皮の衛 生管理 (とび ひ・しらみ等) ・浄化槽掃除	2月	・節分 ・防火総合訓練 ・修了・卒園記念写撮影 ・お別れ遠足	
9月	※運動会 (3.4.5歳児) (0.1.2歳児) 村民体育館 (仮)		3月	・ひなまつり会 ・修了式 ※新入園児面接 ※卒園式	・アレルギー除去 食対応児の受診 を促す ・浄化槽掃除
定 例 行 事	・弁当会 (毎月第2木曜日) ・誕生会 (毎月第3木曜日・5歳児保護者招待・他のクラス保護者向けにYouTube ライブ配信) ・身体測定 (毎月末) ・避難訓練 (曜日、時間、災害の想定は毎月異なる) ・体操教室 (毎週第1・3金曜日) ・和太鼓・エイサー指導 (月2回・実施月は調整) ・英語教室 (5歳児対象) ●年間行事については感染症の影響や会場借用の都合等により、日程や内容を変更することがあります。※印は保護者同伴です。				